茅野・産業振興プラザのソーシャルメディア利用に関するガイドライン

1.ガイドラインの必要性及び目的

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やブログに代表されるソーシャルメディアは、今や生活に欠かすことのできない情報伝達手段となり、社会的に大きな影響力を持つようになっています。また、スマートフォンの普及と相まって、場所と時間を問わない気軽な情報発信が活発化しています。

一方で、ソーシャルメディアに関する重大な問題も発生しており、発信する情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、更には意図せずして閲覧者の感情を害する場合があります。ソーシャルメディアを安全に利用するためには、その特性を充分に理解し、リスク対策をしっかりと行わなければなりません。

このガイドラインは、茅野・産業振興プラザがソーシャルメディアを利用する際、事前にリスクを回避し、安全に活用するための留意事項を明らかにしたものです。

ソーシャルメディアを業務で利用する際の運用規定は、別途「茅野・産業振興プラザソーシャルメディア運用規程」において定めています。

2.ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、茅野・産業振興プラザの身分を有する者に対して適用されます。

3. ソーシャルメディアとは

インターネット上のサービスを利用し、情報を発信したり、コミュニケーションをとったりすることができる情報伝達手段をいいます。

代表的なソーシャルメディアとしては、フェイスブック、ツイッター、ラインその他の SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、ブログ、電子掲示板、動画や写真の共有サイト等が挙げられます。

4.利用にあたっての基本原則

ソーシャルメディアの利用にあたっての基本的な留意事項は、以下のとおりです。

- (1)常に公開・引用・記録されることを意識して利用すること。
- (2) 茅野・産業振興プラザ職員としての自覚と責任を持つこと。
- (3)私的な利用で所属又は氏名を明らかにして投稿する場合は、その投稿内容が自らが所属する組織の見解を示すものではない旨を自己紹介欄等であらかじめ断ること。
- (4)基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (5)利用するソーシャルメディアの規約、仕組み、設定等を事前に十分に確認すること。
- (6)複雑なパスワードを設定し、セキュリティを高める設定を利用すること。
- (7)投稿する前に、情報が確かか、誤解を招かないか、位置情報付与等の機能が意図せず使

用されていないかを十分に確認すること。

- (8)面識のない者からソーシャルメディア上の「友達」関係の形成等の申し出を受けた場合には、安易に受諾しないこと。
- (9)自らが投稿した情報により不快又は嫌悪の念を起させたり、誤解を生じさせたりした場合には、訂正や謝罪を行うなど誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (10) 自らが投稿した情報に関し攻撃的な反応があった場合や、避難中傷、その他不快又は嫌悪の念を起させるような投稿を受けた場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けること。
- (11)「炎上」と呼ばれる、投稿に対して批判や苦情が殺到して収拾がつかない状況になった場合は、原則として一度投稿した記事は削除せず、別途訂正や謝罪等の記事を投稿すること。
- (12)次に掲げる事項は投稿しないこと。
 - ①不敬な言い方を含む情報
 - ②法令や公序良俗に反する情報
 - ③人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
 - ④単なる噂や噂を助長させる情報
 - ⑤他の利用者に損害を与えようとする情報
 - ⑥守秘義務に関する情報や意思形成過程にある情報
 - ⑦茅野・産業振興プラザが不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ へのリンク

附則

このガイドラインは、平成28年8月1日から適用します。